

大切な方を亡くされたときの手続

大切な方を亡くされた時の主な手続のチェックリストです。

分類	種類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	死亡届 死亡を知った日から7日以内	親族等	<input type="checkbox"/> 死亡届（医師が発行する死亡診断書と一体になっています。） <input type="checkbox"/> 市の葬斎施設の予約票、使用料 ※市の葬斎施設を使用する場合は予約が必要です。葬斎業者を利用する場合は、あらかじめ業者と日程を調整のうえ、予約をしてください。 ※死亡した人の本籍地、死亡地、届出人の住所地で届出ができます。	本庁舎1階 市民課 （内線274・270） 各行政センター
	世帯主変更 死亡を知った日から14日以内	世帯主が亡くなられた方（同居している世帯員又は代理人）	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※死亡届出により、住民票が一人世帯となる場合などは届出の必要はありません。 ※国民健康保険の納税義務者は世帯主です。世帯に加入者が居る場合、世帯主変更届により納税義務者が引き継がれます。届出が遅れた場合、国民健康保険についての通知等が届かない可能性があります。	本庁舎1階 市民課 （内線229・269） 各行政センター
	その他	印鑑登録証をお持ちだった方 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証 住民基本台帳カードをお持ちだった方 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本カード		
国民健康保険	国民健康保険葬祭費 葬祭を行った翌日から2年以内	国民健康保険に加入していた方が亡くなられ、葬祭費の申請をする場合（葬祭を行った方）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方のものでまだ返却していない場合） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご来庁の方のもの。個人番号カード等） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の金融機関口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 会葬礼状や葬祭費用の領収書 （葬祭を行った方の氏名が確認できるもの）原本	本庁舎1階 保険年金課 （内線276・360） 各行政センター
後期高齢者医療	後期高齢者医療葬祭費 葬祭を行った翌日から2年以内	後期高齢者医療に加入している方が亡くなられ、葬祭費の申請をする場合（葬祭を行った方）	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（亡くなられた方のものでまだ返却していない場合） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご来庁の方のもの。個人番号カード等） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の金融機関口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 会葬礼状や葬祭費用の領収書 （葬祭を行った方の氏名が確認できるもの）原本	本庁舎1階 保険年金課 （内線278・302） 各行政センター
	後期高齢者医療高額療養費	後期高齢者医療に加入している方が亡くなられ、高額療養費の申立をする場合（相続人代表者）	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の金融機関口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご来庁の方のもの） <input type="checkbox"/> 死亡した方の養子が相続人代表者となる場合は、その方の戸籍（全部・一部）事項証明書の原本（コピーを取りましたらお返しします。）	
国民年金	国民年金	亡くなられた方が国民年金に加入していた場合又は受給していた場合など（親族等）	右記へお問合せください。	本庁舎1階 保険年金課 （内線277） 各行政センター 又は熊谷年金事務所 （Tel.522-5012）

大切な方を亡くされたときの手續

大切な方を亡くされた時の主な手續のチェックリストです。

分類	種類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
高齢者	介護保険	介護保険被保険者証の交付を受けていた方が亡くなられた場合（親族等）	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 各種減額証（お持ちの方のみ）	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
		介護保険サービスを利用していた方が亡くなり、介護保険高額サービス費受領の申立をする場合（相続人代表者）	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類	
	あんしんコール	サービスを利用していた方が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	本庁舎1階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター
	徘徊高齢者探索サービス	サービスを利用していた方が亡くなられた場合（親族等）		
	在宅ねたきり老人等介護者手当	左記の手当を受給している方、又はねたきりご本人が亡くなられた場合（親族等）		
その他高齢者福祉サービス	各種の高齢者福祉サービスを利用していた方が亡くなられた場合（親族等）			
障害者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	左記手帳を持っていた方が亡くなられた場合（親族等）	<input type="checkbox"/> 該当する手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号が確認できる個人番号カード等	本庁舎1階 障害福祉課 （内線287・291・489・530・531） 各行政センター
	障害福祉関係の手当、医療費又はサービス	障害福祉関係の手当又はサービスを受けていた方が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	
税	軽自動車税（種別割）	原動機付自転車（125cc以下）、125cc以上の二輪車、四輪の軽自動車、農耕作業用自動車等を所有・使用している方が亡くなられた場合	名義変更や廃車の手続が必要です。詳しくは右記へお問合せください。	本庁舎2階 市民税課 （内線245）
	市民税・県民税	亡くなられた方に市民税・県民税の課税があった又は翌年度の課税が見込まれる場合（相続人代表者）	<input type="checkbox"/> 相続関係のわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類 詳しくは右記へお問い合わせください。	本庁舎2階 市民税課 （内線246・247）
	固定資産税・都市計画税	未登記の建物を所有していた方が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 家屋所有者名義変更届 添付書類 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（除籍者含む） <input type="checkbox"/> 相続人関係図 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書（相続人関係者全員） ※相続放棄申述証明書（正本の写し）	本庁舎2階 資産税課 （内線252・253・370）
	土地や建物等を所有していた方が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告書 ※後日、法定相続人宛に通知を送ります。 <input type="checkbox"/> 相続関係のわかる戸籍謄本 （通知送付前に窓口にお越しの場合）	本庁舎2階 資産税課 （内線251）	

大切な方を亡くされたときの手續

大切な方を亡くされた時の主な手續のチェックリストです。

分類	種類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口	
税	市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税	左記の税の納付が済んでいない場合（親族等）	右記へお問合せください。	本庁舎2階 納税課 （内線257・259）	
	市税の口座振替	市税を口座振替しているとき（親族等）			
赤ちゃん・こども	児童手当 死亡日の翌日から15日以内	児童手当を受給していた方又はお子様が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。 ※受給者が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先へお問合せください。	本庁舎4階 こども課 （内線289・292・372・523） 各行政センター	
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給していた方又はお子様が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。		
	遺児手当 死亡日の翌日から15日以内	遺児手当を受給していた方又はお子様が亡くなられた場合（親族等） 父もしくは母、又は父母がともに死亡している中学3年生までのお子様を養育している方			
	こども医療費	こども医療費を受給していた方若しくはその配偶者又はお子様が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。		
	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭医療費を受給していた方又はお子様が亡くなられた場合（親族等） ひとり親家庭等医療費の支給を希望する方			
	養育医療	養育医療の給付を受けている方又はお子様が亡くなられた場合	右記へお問合せください		母子健康センター （TEL048-525-2722）
	育英資金 入学準備金	現在、貸付を受けている方、返済をしている方又はその保証人	右記へお問合せください。		本庁舎6階 教育総務課 （内線382）
就学援助費	就学援助費を受給している方 ひとり親家庭となった方				

大切な方を亡くされたときの手續

大切な方を亡くされた時の主な手續のチェックリストです。

分類	種類	手續が必要な方	手續に必要なもの等	担当窓口
その他	生産緑地	生産緑地を相続した方	右記へお問合せください。	大里庁舎2階 都市計画課 (Tel.0493-39-4813)
	土地区画整理事業	籠原中央第一、上石第一、上之土地区画整理事業区域内の土地を相続した方	右記へお問い合わせください。	土地区画整理事務所 (Tel.527-5335)
	農業集落排水施設	農業集落排水施設の使用をしている方が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel.520-4132)
	公共下水道	下水道事業受益者負担金を納付していた方が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	本庁舎5階 下水道課 (内線558・565)
		公共下水道を使用していた方で、井戸水等の水を使用していた方	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel.520-4132)
	水道	水道の契約者が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	水道庁舎1階 経営課 (Tel.520-4132)
	浄化槽	浄化槽管理者が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	江南庁舎2階 環境推進課 (Tel.536-1570)
	農業者年金	亡くなられた方が農業者年金に加入もしくは受給している場合	右記へお問合せください。	妻沼庁舎1階 農業委員会事務局 (Tel.501-5501)
	農業経営の引継ぎ	農業経営者を引継いだ方		
	農地の相続	農地を相続した方（農地法第3条の3第1項の規定による届出）	農地の所有者が亡くなった場合、法務局で農地の相続登記をしてください。その後、農業委員会事務局へ届出をお願いします。詳しくは右記へお問合せください。	妻沼庁舎1階 農業委員会事務局 (Tel.588-9985)
	土地・建物の相続	土地や建物を相続した場合	土地や建物を相続した場合、所有権移転登記が必要になります。相続による登記に必要な書類は右記へお問合せください。	さいたま地方 務局熊谷支局 電話： 048-524-8805 ホームページ： http://houmu.kyoku.moj.go.jp/saitama/page000114.html
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）の名義人が亡くなられた場合（親族等）	右記へお問合せください。	熊谷市パスポ ートセンター (Tel.048-577-5871)	

※各週月曜日、連休明け、3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑いたします。

諸手續に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所 Tel.048-524-1111(代) 大里行政センター Tel.0493-39-0311(代)

妻沼行政センター Tel.048-588-1321(代) 江南行政センター Tel.048-536-1521(代)